

## 令和 7 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 9 日 (火曜日)

---

### ○議事日程 (第 1 号)

令和 7 年 9 月 9 日 (火) 午前 10 時開会

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 日程第 1           | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2           | 会期の決定  |
| 日程第 3 議案第 50 号  | 尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について             |
| 日程第 4 議案第 51 号  | 尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 議案第 52 号  | 尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について                             |
| 日程第 6 議案第 53 号  | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                      |
| 日程第 7 議案第 54 号  | 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                         |
| 日程第 8 議案第 55 号  | 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について                               |
| 日程第 9 議案第 56 号  | 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算 (第 5 号) の議決について                 |
| 日程第 10 議案第 57 号 | 令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の議決について         |
| 日程第 11 議案第 58 号 | 令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号) の議決について        |
| 日程第 12 議案第 59 号 | 令和 6 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第 13 議案第 60 号 | 令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について                |
| 日程第 14 議案第 61 号 | 令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第 15 議案第 62 号 | 財産の取得について (学習用一人一台端末)<br>(提案説明、審議留保)               |

日程第16 議案第63号 尾鷲市教育委員会委員の任命について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第17 報告第12号 令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について

日程第18 報告第13号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について  
(報告、質疑)

○出席議員 (10名)

1番 小川公明議員	2番 西川守哉議員
3番 野田憲司議員	4番 入田真嘉議員
5番 佐々木康次議員	6番 中井勇気議員
7番 南靖久議員	8番 仲明議員
9番 中村文子議員	10番 西野雄樹議員

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者

市長	加藤千速君
副市長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	小川隆子君
政策調整課長	三鬼望君
政策調整課調整監	後藤健太郎君
政策調整課調整監	西村美克君
総務課長	森本眞明君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	大和秀成君
税務課長	三鬼基史君
市民サービス課長	湯浅大紀君
福祉保健課長	山口修史君

福祉保健課参考事	丸	田	智	則	君
環境課長	山	本	容	孝	君
商工觀光課長	濱	田	一	多	朗
水產農林課長	芝	山	有	朋	君
水產農林課参考事	千	種	正	則	君
建設課長	塩	津	敦	史	君
建設課参考事	上	村	元	樹	君
水道部長	神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長	竹	平	專	作	君
尾鷲総合病院総務課長	高	濱	宏	之	君
教育育長	田	中	利	保	君
教育委員会教育総務課長	柳	田	幸	嗣	君
教育委員会生涯學習課長	世	古	基	次	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡	邊	史	次	君
監查委員	民	部	俊	治	君
監査委員事務局長	北	村	英	之	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱	野	敏	明
議事・調査係書記	世	古	紋	加

〔開会 午前 9時59分〕

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより令和7年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、令和7年第3回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」をはじめとする議案14件と、報告第12号「令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について」をはじめとする報告2件を提出させていただきます。

何とぞよろしく御審議をいただき御承認賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（小川公明議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、佐々木康次議員、6番、中井勇氣議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から10月3日までの25日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月3日までの25日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第50号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第15、議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和7年第3回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、防災対策についてあります。

去る7月30日、カムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.7の地震により、同日の午前9時40分、三重県南部に津波警報が発表され、直ちに防災行政無線で避難指示を発令いたしました。避難者数は、避難所9か所において、ピーク時には275人を数え、また、それ以外にも、中村山や桜茶屋避難広場、高台の店舗の駐車場などに多くの方が避難しておりました。幸いにも被害はございませんでしたが、もし津波警報が予想される最大3メートルの津波が襲来していた場合には、甚大な被害が発生していたものと考えられます。

台風も含め、これらの自然災害からの被害を軽減するためには、これまで発生した災害から得られた教訓を的確に生かし、平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時には、自ら身の安全を守る自助とともに、地域住民が連携してお互いに助け合う共助の取組をさらに推し進めていくことが重要であります。

このことを踏まえ、本市といたしましては、10月19日には、多くの自主防災会、自治会や消防団が協力して、本市全域被災者ゼロを目指す「尾鷲市総合防災訓練」を、全市民参加型で実施いたします。市民の皆様には、暑い時期、寒い時期などを想定した自宅での備蓄品の見直しや、高台までの複数の避難経路の確認など、一人一人が実施可能な取組も含めて、積極的な参加をお願い申し上げます。

次に、商工観光関係のイベントについてあります。

8月2日に開催いたしました第72回おわせ港まつりにつきましては、開催直前に津波警報が発表され、その影響を考慮し、開催の延期も含め、関係者との協

議を進めてまいりましたが、当日 30 日に津波警報が、そして翌 31 日には津波注意報がそれぞれ解除されたことを受け、会場での準備を再開し、予定どおり開催することができました。

当日は晴天にも恵まれ、同時開催のイタダキ市や、今回初めての開催となる夕刻からの夜のイタダキ市、そして、昨年度の尾鷲節パレードに代わる来場者参加型の盆踊り形式での尾鷲節踊りをはじめとするステージイベントも大いににぎわいを見せました。

また、メインとなる海上大花火では、爆音とともに満天の夜空に大輪の花が咲き、本市では初めての試みとなったカウントダウンでの彩色千輪の打ち上げも、会場全体が一体となり、御来場いただきました皆様には大変喜んでいただいたものと感じております。

全国各地で花火大会の中止が増えている中で、今大会も無事開催できましたのもひとえに、市民の皆様、市内外の企業、事業者の皆様からの御協賛と、おわせ港まつり実行委員会をはじめとする多くの皆様の御尽力と御協力によるものであります。改めて皆様に敬意を表するとともに、この場をお借りしまして深く感謝申し上げる次第でございます。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、御寄附を頂いた皆様の納得感や達成感が本市への信頼や共感を生むことを旗印に、返礼品の魅力、きめ細やかな対応、寄附金の使い道の丁寧な報告など、皆様から継続的に御支援を得る取組を推進しております。

その結果、令和 6 年度におきましても、3 年連続で寄附金額 5 億円を突破し、4 万 1,757 人の皆様から、総額 5 億 6,155 万円の御寄附を頂くことができました。

寄附額が増額した要因はたくさんありますが、中でも、事業者の皆様の御協力による様々な返礼品の新規開発や地場産品のブラッシュアップ、御寄附を頂いた皆様への丁寧なアプローチを行うことにより、この尾鷲の魅力が皆様に深く伝わったものであると確信しております。

また、昨年 11 月より、現地型ふるさと応援納税をスタートいたしました。本取組は、インターネット上の返礼品、いわゆる「モノ」を選ぶ従来のサービスとは異なり、本市を訪れて、宿泊、飲食、レジャーなどの体験、つまり「コト」をお礼の品にできる、現地提供型のふるさと納税であります。

現在、宿泊施設、飲食店を中心に 110 店舗を超える登録があり、共通の電子

クーポンにより、各店舗において簡単に御寄附を受けられることから、登録店舗をさらに増加させ、尾鷲の魅力を十分お伝えし、市内経済の活性化を図ってまいります。

また、ふるさと納税は、地域における課題の解決や新たにチャレンジする機会の創出により、関係・交流人口を拡大し、地域の未来をよりよいものに変えることができる制度だと私は考えております。本市では、関係人口創出ツールの一つとして、ふるさと納税からつながる関係人口づくりに鋭意努めております。

特に、先月開催した尾鷲市ふるさと納税感謝企画「港まつりへ行こう！」では、御寄附いただいた700名の方々をおわせ港まつりに御招待し、迫力ある花火の観覧はもとより、尾鷲の文化を知っていただく企画として、本市でも伝統的な風習の餅まきの由来を説明し、紅白餅をプレゼントいたしました。この趣向を凝らした試みは、皆様から大変御好評をいただいたところであります。

このような取組を通じて、ふるさと納税事業をさらに成長させていくとともに、関係人口の創出を力強く推進してまいります。

次に、スポーツ・生涯学習施設等整備の推進についてであります。

体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備事業につきましては、設計業務委託において完成した図面に、本年第2回定例会、行政常任委員会において委員の皆様からいただいた御意見等を反映した最終図面を、8月の行政常任委員会において報告させていただきました。

本定例会においては、工事に係る予算を計上しており、令和8年度中の完成に向けて整備を進めてまいります。

また、現図書館の移転に伴う中央公民館2階に開設する「子どものリビングルーム」整備につきましても、新図書館のコンセプトである、市民の皆様が常にくつろげる尾鷲市のリビングルームと対をなすものとして、本年5月から6月にかけて実施したアンケート調査結果の内容を反映させ、子供と子育て世帯の居場所を整備すべく、中央公民館の耐震・長寿命化工事と並行しながら、令和8年度中の完成を目指し、設計業務委託に係る予算を計上しております。

さらに、国市浜公園整備事業につきましては、令和8年度からの新野球場オープンに向けて、野球場建設工事及び周辺整備と避難経路の確保等について、中部電力株式会社様の南門橋梁建設との調整を図りつつ、鋭意進めているところであります。

市民の皆様のスポーツ活動、健康づくりや生涯学習の充実、子育て支援などを

推進するため、安全かつ安心して活動が続けられる、より快適な環境整備と、あらゆる世代の居場所づくりを実際に形にして実現させ、豊かな人生づくりにつながる拠点整備を着実に進めてまいります。

次に、本市の財政状況についてであります。

令和6年度決算においては、市税収入が、定額減税の影響等により、前年度比7,110万7,000円の減少となったものの、その補填として、地方特例交付金5,899万8,000円が措置されたほか、地方交付税が3,743万5,000円の増加となりました。また、ふるさと応援寄附金が3,109万2,000円増加の5億6,155万円と、前年度に引き続き、多くの皆様から本市に対する温かい御支援をいただきました。

このようなことから、令和6年度の財政調整基金残高は前年度比9,352万8,000円の増加の25億7,910万4,000円となり、本格化する大型事業への備え、そして、健全な財政運営を継続していくための一定の基金造成が図れたものと考えております。

今後、公債費及び地方債残高については、借入額の増加に伴い、一時的に増加する見込みではありますが、国県補助金や有利な地方債の確保なお一層力を注ぎ、一般財源の負担をできる限り抑えてまいります。

なお、後ほど報告いたします健全化判断比率においては、将来負担比率が前年度より改善しているものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、人件費の増加や物価高騰の影響を受け、前年度の94.3%から97.2%へ悪化しており、依然として国の制度や財政支援に大きく左右される依存体質である点に変わりありません。

このような財政状況をしっかりと認識した上で、引き続き他の財源をも確保しつつ、歳入の増加と歳出のさらなる効率化を図り、財政の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第50号から報告第13号までの16件でございます。

議案の内訳といたしましては、条例の新規制定議案が1件、条例の一部改正議案が5件、補正予算及び決算関係の議案が6件、その他の議案が2件の合計14

議案及び報告が 2 件あります。

それでは、各議案等について説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 50 号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設されたこども誰でも通園制度の実施に伴い、設備や運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

11 ページを御覧ください。

議案第 51 号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、ポスター及びビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、13 ページの議案第 52 号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について」につきましては、犯罪被害者に対し、深刻な問題となり得る経済的負担の軽減を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、15 ページの第 53 号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきましては、昨年人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目に対応することを目的に、国家公務員に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、18 ページの議案第 54 号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、21 ページの議案第 55 号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置に工事を行うことができるよう、条例の一部を改正するものであります。

次に、23 ページの議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」から 25 ページの議案第 58 号「令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの 3 議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第5号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で7億3,412万1,000円、国民健康保険事業会計で5,581万8,000円、後期高齢者医療事業会計で1,475万5,000円をそれぞれ追加し、これにより、各会計を含めた予算総額を221億7,019万3,000円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9款地方特例交付金66万1,000円の増額は、交付額の確定によるものであります。

10款地方交付税8,716万1,000円の増額は、普通交付税の交付額確定によるものであります。

14款国庫支出金2億134万1,000円の減額は、国市浜公園野球場整備に対する社会資本整備総合交付金3億164万5,000円の減額及び津波避難タワー整備に対する防災安全交付金1億200万円の追加が主なものであります。

15款県支出金2,894万5,000円の増額は、津波避難タワー整備等に対するいのちを守る防災・減災総合補助金2,728万6,000円の追加が主なものであります。

17款寄附金1,030万円の増額は、藻類養殖試験事業に対する地方創生応援寄附金1,000万円の追加が主なものであります。

18款繰入金3,690万9,000円の減額は、国市浜公園整備等基金繰入金4,277万円の減額のほか、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金165万3,000円の増額及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から246万1,000円、後期高齢者医療事業会計から174万7,000円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19款繰越金3億2,160万4,000円の増額は、令和6年度決算に伴う繰越金であります。

20款諸収入200万円の増額は、地域防災組織育成助成事業が採択されたことに伴う一般コミュニティ助成事業助成金200万円の追加であります。

21款市債5億2,170万円の増額は、過疎債の配分額決定等に伴い、起債充当額を調整するもので、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債を3,130万円、

多目的スポーツフィールド整備事業債を3億4,490万円、それぞれ増額するほか、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業に対する社会教育施設等整備事業債1億350万円、津波避難タワー整備事業債2,290万円のそれぞれ追加が主なものであります。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページを御覧ください。

総務費の一般管理費は、本市に対し、行政事件訴訟法第3条第5項及び同条第6項に基づく不作為の違法確認及び義務づけ請求事件の訴えが提起されたことから、この抗告訴訟に係る弁護士費用として、報償費38万円を増額するものであります。

財産管理費では、基金積立金として、今回の補正に伴う財政調整基金積立金2億8,697万2,000円、公共施設等基金積立金3,216万1,000円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴う、それぞれの基金への積み戻し等であります。

人権啓発推進費では、犯罪行為によって被害を受けた方やその遺族を支援するため、尾鷲市犯罪被害者等支援金42万5,000円を追加するものであります。

防災費では、自主防災組織整備事業で地域防災組織育成助成事業補助金200万円、防災危機管理課維持管理経費でのJアラート受信機更新業務委託料266万8,000円、防災対策費で、三重県防災行政無線設備更新負担金366万3,000円、防災施設整備事業で、津波避難タワー整備工事請負費1億5,300万円の、それぞれ追加が主なものでございます。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍総合システム改修業務委託料291万5,000円の追加、指定統計調査費では、交付決定に伴う消耗品費88万円の増額が主なものであります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、5ページの老人福祉費では、対象者の増加により、老人福祉施設入所者措置費102万4,000円を増額するものであります。

農林水産業費は、農地費で岡野川第一農業用水路清掃・点検調査業務委託料182万円の追加、水産振興費で、企業版ふるさと納税を活用した藻類養殖試験業

務委託料 1,000万 1,000円の追加であります。

土木費は住宅管理費で、市営住宅修繕料 140万円の増額、消防費は常備消防費で、三重紀北消防組合負担金 86万円の増額であります。

教育費は、社会教育総務費で、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事監理等業務委託料 486万 3,000円、中央公民館こどものリビングルーム設計業務委託料 295万 7,000円、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事請負費 1億円をそれぞれ追加するものであります。

公債費は、前年度の市債借入額とその利率の確定などにより、公債費元金で 77万 5,000円、公債費利子で 87万 7,000円の、それぞれ減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6ページを御覧ください。

3件の追加であります。

資源収集車購入費につきましては、経年劣化による故障に伴い購入する車両が納期まで 2年近くかかる見込みであることから、債務負担行為を設定するものであります。

次の尾鷲市体育文化会館及び尾鷲市立中央公民館耐震・長寿命化工事監理等業務委託及び同工事につきましては、契約期間が翌年度にわたることから債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

7ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、5,581万 8,000円を追加し、歳入歳出総額を 22億 2,712万 3,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 4,655万 6,000円の増額及び国庫支出金で子ども・子育て支援事業費補助金 926万 2,000円の追加であります。

歳出は、総務費で総合住民情報システム改修業務委託料 926万 2,000円の追加、基金積立金で財政調整基金積立金 1,922万円の増額、諸支出金で普通交付金と特別交付金の前年度精算金として 2,487万 4,000円の追加及び事業費等の精算による一般会計繰出金 246万 2,000円の増額により、合計で 2,733万 6,000円の増額であります。

8ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,475万 5,000円を追加し、歳入歳出総額を 7億 4,725万 8,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 962万9,000円の増額及び国庫支出金で、子ども・子育て支援事業費補助金512万6,000円の追加であります。

歳出は、総務費で、総合住民情報システム改修業務委託料512万6,000円の追加、広域連合負担金788万1,000円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計繰出金174万8,000円の増額であります。

以上をもちまして、議案第56号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から議案第58号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」までの3議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして26ページを御覧ください。

議案第59号「令和6年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、28ページの議案第61号「令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、後ほど会計管理者から説明いたします。

次に、議案書の29ページを御覧ください。

議案第62号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」につきましては、予定価格が2,000万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、会計管理者より、各会計の決算の認定について説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

議長（小川公明議員） 会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長（小川隆子君）登壇〕

会計管理者兼会計課長（小川隆子君） それでは、議案第59号「令和6年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第61号「令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計3議案につきまして、令和6年度尾鷲市一般会計特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を説明いたします。

1ページを御覧ください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見ますと、一般会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の127億

7,663万7,000円に対し、歳入決算額は122億9,484万2,420円、予算現額に対する収入率は96.2%であります。歳出決算額は119億6,645万5,875円で、執行率は93.6%となり、歳入歳出差引残額は3億2,838万6,545円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の22億8,060万6,000円に対し、歳入決算額は21億262万4,439円、予算現額に対する収入率は92.1%であります。歳出決算額は20億5,606万6,455円、執行率は90.1%、歳入歳出差引残額は4,655万7,984円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の7億3,629万4,000円に対し、歳入決算額は7億3,829万2,080円、予算現額に対する収入率は100.2%であります。歳出決算額は7億2,866万2,426円、執行率は98.9%、歳入歳出差引残額は962万9,654円であります。

以上、令和6年度の決算総額は、予算現額157億9,353万7,000円に対し、歳入決算額は151億3,575万8,939円、予算現額に対する収入率は95.8%であります。歳出決算額は147億5,118万4,756円、執行率は93.4%、歳入歳出差引残額は3億8,457万4,183円であります。

次に、2ページを御覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが区分5の実質収支額となります。一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が678万1,000円でございますので、これを差し引いた3億2,160万5,545円が実質収支額となり、令和7年度への繰越金となります。

なお、繰越明許費繰越額678万1,000円は、6月20日に提出されました、令和7年第2回臨時会の報告第8号にて報告させていただきました、令和6年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額4億4,191万3,000円の財源内訳における既収入特定財源及び一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は、歳入歳出差引額と同額で記載のとおりであります。

次に、3、4ページを御覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要について、歳入款別決算額調により、各款別の主なものを説明いたします。

1款市税は、予算現額18億6,196万1,000円に対し、調定額は19億9,441万4,587円、収入済額は19億57万4,979円、一般会計収入済額全体（構成比）の15.5%を占めております。前年度との比較は、7,110万6,985円の減少となっており、その主な要因は個人市民税の減収であります。不納欠損額は292万8,171円、前年度との比較は、91万1,016円の増加であります。収入未済額は9,091万1,437円、前年度との比較は、207万7,911円の増加であり、収納率は95.2%であります。

2款地方譲与税の収入済額は9,740万5,000円、前年度との比較は、1,410万円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は88万5,000円、前年度との比較は、17万円の増加であります。

4款配当割交付金の収入済額は2,075万3,000円、前年度との比較は、639万1,000円の増加であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は2,874万4,000円、前年度との比較は、1,301万4,000円の増加であります。

6款法人事業税交付金の収入済額は4,948万円、前年度との比較は、402万2,000円の増加であります。

7款地方消費税交付金の収入済額は4億2,063万4,000円、前年度との比較は、720万3,000円の増加であります。

8款環境性能割交付金の収入済額は859万7,000円、前年度との比較は、63万8,947円の増加であります。

次に、5、6ページを御覧ください。

9款地方特例交付金の収入済額は6,706万2,000円、前年度との比較は、5,854万1,000円の増加であります。

10款地方交付税の収入済額は43億7,560万3,000円、一般会計収入済額全体の35.6%を占めております。前年度との比較は、3,743万5,000円の増加であります。

11款交通安全対策特別交付金の収入済額は102万円、前年度との比較は、3万5,000円の減少であります。

12款分担金及び負担金の収入済額は1億1,822万6,236円、前年度と

の比較は、5,380万4,643円の増加であります。収入未済額は160万2,900円、これは、保育所入所保護者負担金であります。

13款使用料及び手数料の収入済額は1億742万8,817円、前年度との比較は、121万3,589円の減少であります。不納欠損額は2万3,100円で、し尿処理手数料過年度分であります。収入未済額は944万5,509円、主なものは、市営住宅使用料が884万9,200円、し尿処理手数料が31万2,400円であります。

14款国庫支出金の収入済額は13億7,842万2,229円、前年度との比較は、1億5,049万1,419円の減少であります。これは、主に総務費国庫補助金の減少によるものであります。

15款県支出金の収入済額は5億9,978万9,565円、前年度との比較は、2,585万370円の増加であります。これは、主に民生費県負担金の増加によるものであります。

次に、7、8ページを御覧ください。

16款財産収入の収入済額は2,059万4,143円、前年度との比較は、287万4,833円の減少であります。これは、主に不動産売払収入の減少によるものであります。

17款寄附金の収入済額は10億1,991万9,416円、前年度との比較は、4億4,117万3,916円の増加であります。これは、教育費寄附金の増加が主な要因であります。

18款繰入金の収入済額は9億8,612万1,678円、前年度との比較は、5,146万5,038円の増加であります。これは、財政調整基金繰入金の増加が主な要因であります。

19款繰越金の収入済額は3億9,241万4,930円で、前年度との比較は、7,009万449円の増加であります。

20款諸収入の収入済額は2億786万7,427円、前年度との比較は、1億1,552万2,812円の減少であり、雑入としての折橋墓地移転事業に伴う補償金の減少が主な要因であります。収入未済額は1,541万1,786円、主なものは、生活保護法による返還金が1,511万2,206円であります。

21款市債の収入済額は4億9,330万、前年度との比較は、5,650万円の増加であります。これは、教育債の増加が主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額 127億7,663万7,000円に対しまして、調定額 124億1,516万5,323円、収入済額は 122億9,484万2,420円、前年度との比較は、4億9,915万4,725円の増加となり、不納欠損額は 295万1,271円、収入未済額は 1億1,737万1,632円、収入未済額の主なものは市税であります。歳入全体の予算に対する収入割合は 96.2%、調定に対する収入割合は 99.0% であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に、予算現額と収入済額との比較で各節の増減が 50 万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の 31 ページから 36 ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、9、10 ページを御覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについて説明いたします。

1 款議会費は、支出済額 8,234万7,836円、前年度との比較は、266万2,066円の減少であります。この主な要因は、議員報酬、手当等の減少によるものであります。執行率は 86.8% であります。

2 款総務費は、支出済額 32億2,540万3,158円、前年度との比較は、6億7,598万6,027円の増加であります。主な要因は、総務管理費における財産管理費及び徴税費の増加によるものであります。翌年度繰越額 2,201 万円は、津波避難タワー整備事業であります。執行率は 97.2% であります。

3 款民生費は、支出済額 35億2,640万6,291円、前年度との比較は、1億4,199万7,714円の減少であります。この主な要因は、社会福祉費における生活困窮者自立支援事業費の減少によるものであります。翌年度繰越額 5,495 万円は、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 671万8,000円、物価高騰対応生活支援給付金給付事業 4,823万2,000円であります。執行率は 94.5% であります。

4 款衛生費は、支出済額 16億8,423万2,297円、前年度との比較は、6,000万632円の減少であります。この主な要因は、環境衛生費の減少によるものであります。執行率は 97.6% であります。

次に、11、12 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 3億8,352万6,061円、前年度との比較は、7,196万9,711円の増加であります。この主な要因は、林業費における

る林道開設改良費及び山林事業費の増加によるものであります。執行率は 97.1 % であります。

6 款商工費は、支出済額 1 億 5,188 万 2,696 円、前年度との比較は、7,347 万 8,656 円の減少であります。この主な要因は、商工費における商工振興費の減少によるものであります。執行率は 90.6 % であります。

7 款土木費は、支出済額 3 億 4,499 万 9,434 円、前年度との比較は、5,824 万 5,915 円の減少であります。この主な要因は、都市計画費の減少によるものであります。翌年度繰越額 2,624 万 3,000 円は、橋梁長寿命化修繕事業 866 万 5,000 円、急傾斜地崩壊対策事業 1,757 万 8,000 円であります。執行率は 90.9 % であります。

8 款消防費は、支出済額 5 億 4,908 万 7,920 円、前年度との比較は、1,337 万 4,222 円の増加であります。この主な要因は、消防費における常備消防費の増加によるものであります。執行率は 98.5 % であります。

9 款教育費は、支出済額 10 億 4,161 万 4,095 円、前年度との比較は、2 億 4,535 万 2,149 円の増加であります。この主な要因は、保健体育費における運動場管理費の増加によるものであります。翌年度繰越額 3 億 3,871 万円は、社会教育施設整備事業 2,069 万円、多目的スポーツフィールド整備事業 3 億 1,802 万円であります。執行率は 72.8 % であります。

次に、13、14 ページを御覧ください。

10 款災害復旧費は不執行であります。

11 款公債費は、支出済額 9 億 7,695 万 6,087 円、前年度との比較は、1 億 557 万 7,316 円の減少であります。執行率は 99.9 % であります。

12 款予備費は不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額 127 億 7,663 万 7,000 円に対し、支出済額は 119 億 6,645 万 5,875 円で、前年度との比較は、5 億 6,318 万 3,110 円の増加であります。翌年度繰越額は 4 億 4,191 万 3,000 円、不用額は 3 億 6,826 万 8,125 円、執行率は 93.6 % であります。

なお、一般会計歳出の不用額でございますが、各節で 50 万円以上のものにつきましては、その主な理由を 37 ページから 46 ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15 ページから 20 ページにつきましては、令和 6 年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。

15、16ページは、歳入歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。

17、18ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。

19、20ページは、平成22年度から令和6年度までの国保及び後期高齢などの各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに、消防、広域連合などの一部事務組合等への負担金について支出状況をまとめたもので、後ほど御参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について説明いたします。

21、22ページを御覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億893万7,000円に対し調定額は4億186万6,405円、収入済額は3億1,770万6,758円、本特別会計収入済額全体の15.1%を占めております。前年度との比較は、1,387万6,132円の減少であります。不納欠損額は597万8,466円、前年度との比較は、362万9,664円の増加であります。収入未済額は7,818万1,181円、前年度より712万1,424円の減少であり、収納率は79.0%であります。

2款県支出金は、収入済額14億5,670万495円、本特別会計収入済額全体の69.3%を占めております。前年度との比較は、1億7,702万6,627円の減少であります。この主な要因は、普通交付金の減少によるものであります。

3款財産収入は、基金運用収入8,000円であります。

4款繰入金は、収入済額2億7,414万6,685円、前年度との比較は、4,054万2,176円の増加であります。この主な要因は、財政調整基金繰入金の増加であります。

5款繰越金は、前年度からの繰越金4,602万4,172円であります。

6款諸収入は、収入済額389万1,329円、主に一般被保険者延滞金の収入であります。前年度との比較は、315万8,123円の減少であります。

7款国庫支出金は、収入済額414万7,000円であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額22億8,060万6,000円に対し、調定額21億8,678万4,086円、収入済額21億2

62万4,439円、不納欠損額597万8,466円、収入未済額7,818万1,181円であります。歳入全体の予算に対する収入割合は92.1%、調定に対する収入割合は96.1%であります。

次に、23、24ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,942万6,766円、前年度との比較は、497万3,456円の増加であります。執行率は95.8%であります。

2款保険給付費は、支出済額14億65万571円、支出済額全体の68.1%を占めております。前年度との比較は、1億8,479万5,445円の減少であります。この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の減少によるものであります。執行率は86.5%であります。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額4億9,014万150円、前年度との比較は、26万2,065円の減少であります。この主な要因は、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金の減少によるものであります。執行率は99.9%であります。

4款共同事業拠出金は不執行であります。

5款保健事業費は、支出済額2,269万7,263円、前年度との比較は、265万5,352円の減少であります。この主な要因は、疾病予防費の減少によるものであります。執行率は88.7%であります。

6款基金積立金は、支出済額5,330万6,000円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は、3,957万3,000円の増加であります。

7款公債費につきましては不執行であります。

次に、25、26ページを御覧ください。

8款諸支出金は、支出済額2,984万5,705円、前年度との比較は、2,070万2,112円の増加であります。この主な要因は、保険給付費等交付金償還金の増加によるものであります。執行率は97.5%であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は、予算現額22億8,060万6,000円に対しまして、支出済額は20億5,606万6,455円、前年度との比較は、1億2,246万4,411円の減少であります。不用額は2億2,453万9,545円、執行率は90.1%であります。

なお、歳入歳出各節50万以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、

47ページから50ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について説明いたします。

27、28ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億4,944万4,000円に対し、調定額は2億5,494万8,946円、収入済額は2億5,066万247円、本特別会計収入済額全体の34.0%を占めております。前年度との比較は、2,703万7,893円の増加であります。この主な要因は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料現年度分の増加によるものであります。不納欠損額は15万7,766円、収入未済額は413万933円であり、収納率は98.3%であります。

2款繰入金の収入済額は4億5,601万5,161円、前年度との比較は、1,029万9,621円の増加であります。この主な要因は、保険基盤安定繰入金の増加によるものであります。

3款繰越金の収入済額は606万383円で、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入の収入済額は2,555万6,289円、前年度との比較は、1,026万1,035円の減少であります。この主な要因は、雑入における前年度精算金の減少によるものであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額7億3,629万4,000円に対し、調定額は7億4,258万779円、収入済額は7億3,829万2,080円、不納欠損額15万7,766円、収入未済額413万933円であります。歳入全体の予算に対する収入割合は100.2%、調定に対する収入割合は99.4%であります。

次に、29、30ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費の支出済額は943万258円、前年度との比較は、90万9,754円の増加で、執行率は95.2%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は6億9,462万4,931円、支出総額の95.3%を占めております。前年度との比較は、3,319万9,982円の増加で、この主な要因は、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金の増加によるものであります。執行率は99.0%であります。

3款諸支出金の支出済額は2,460万7,237円、前年度との比較は、1,109万9,571円の減少で、この主な要因は、一般会計繰出金の減少であります。執行率は97.7%であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額7億3,629万4,000円に対しまして、支出済額7億2,866万2,426円、不用額763万1,574円、執行率は98.9%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、51、52ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上、令和6年度尾鷲市一般会計及び二つの特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も、後ほど御参照ください。

なお、内容の詳細につきましては行政常任委員会におきまして説明いたしますので、何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第16、議案第63号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（小川公明議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第63号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきまして説明いたします。

議案書の30ページを御覧ください。

議案第63号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、内山善嗣氏の任期が本年10月8日に満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で教育及び文化に関し識見を有している内山善嗣氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、議案第63号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第63号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第17、報告第12号「令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について」及び日程第18、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告第12号「令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について」につきまして説明いたします。

議案書の32ページを御覧ください。

本件につきましては、本市の令和6年度決算について、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、33ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、報告第12号「令和6年度健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率の報告について」の説明とさせていただきます。

次に、議案書の34ページ、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（世古基次君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（世古基次君） それでは、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」につきまして御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

令和6年度事業報告及び決算の1ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的や事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和6年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載しております。

次に、4ページを御覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計2万2,962人で、前年度と比較して4,142人の増となっております。

次に、5ページには、催物別利用状況を記載しております。

次に、6ページを御覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。

コンサート、講演会、映画、共催事業として尾鷲節コンクールや尾鷲中学校文化祭、せぎやま倶楽部の発表会など、計10事業を実施しております。

次に、7ページの貸借対照表を御覧ください。

I、資産の部ですが、1、流動資産と、2、固定資産を合計した資産合計は3,837万2,404円で、II、負債の部では、負債合計が183万5,092円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,653万7,312円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、8ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、(1) 経常収益の内訳は、①基本財産運用益が5,312円、これは基本財産受取利息であります。②事業収益が543万1,503円で、内訳といたしまして、入場料収益が25万2,800円、刊行物等販売収益が10万993円、これは自動販売機売捌手数料であります。貸館利用料収益は507万7,710円となっております。次に、③雑収益が720円、これは来館者のコピー代等で、④管理受託収益4,621万9,000円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益は5,165万6,535円となり、前年度と比較しますと306万8,764円の増額となります。増額の主な要因としましては、貸館利用料収益の増額と、物価高騰などの要因により大幅に改定された人事院勧告に伴う給与改定に相当する指定管理料の増額です。

次に、(2) 経常費用の①事業費を御覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、人件費に係るものとして、4名分の職員雇用賃金1,371万2,775円と、同じく職員4名分の社会保険事業主負担分である福利厚生費206万9,741円であります。光熱水費989万1,088円につきましては、会館の電気代、水道代、賃借料65万8,066円につきましては、映画上映賃借料等であります。委託費1,515万1,622円は、

自主事業公演委託料及び会館保守管理業務委託費、手数料 210万1,855円につきましては、浄化槽保守点検・清掃等に係る手数料であります。

事業費計は、4,646万1,978円となります。前年度と比較して増額の主要な要因といたしましては、給与改定に伴う人件費の増額及び自主事業公演委託料等の委託費の増額です。

次に、②管理費を御覧ください。

このうち主なものは、1名分の職員雇用賃金338万4,886円であります。次のページ、委託費128万8,118円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては、5,369万6,865円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額、マイナス204万330円が当期経常増減額となります。この当期経常増減額から、法人税、住民税及び事業税33万600円を差し引いたマイナス237万930円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残額3,890万8,242円を加えますと、一般正味財産期末残高は3,653万7,312円となり、7ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、10ページから11ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成25年度からは、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることとされており、令和6年度の公益比率は75.9%ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は、文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、12ページには、財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と、基本財産及び特定資産の増減額及びその残額の内訳を記載しております。

基本財産の定期預金2,000万円、普通預金767万2,886円及び特定資

産の普通預金 6 9 9 万 5 4 5 円は、御覧の金融機関に預貯金されております。

なお、普通預金のうち 2 3 2 万 7,114 円の当期減少額につきましては、指定管理料の算定に一部誤りがあり過小算定となっていたところに、人事院勧告に伴う人件費増額の要因が加わったことで、一時的に指定管理業務に係る経常経費の捻出が困難となる事態が生じたことから、所定の手続にのっとり、基本財産の取崩しを行ったものでございます。

次に、13ページは、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、14ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I、資産の部では、流動資産合計 3 6 9 万 8,808 円と固定資産合計 3,467 万 3,596 円を合わせた資産合計は、3,837 万 2,404 円であります。

II、負債の部では、負債合計が 1 8 3 万 5,092 円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は 3,653 万 7,312 円となります。

次に、15ページには、5月22日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

7番、南議員。

7番（南靖久議員） 報告13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業報告及び決算について」、若干御質問させていただきたいと思います。

文化会館も、できてからもう、平成3年ということで34年間経過する中で、その施設自体がかなり経年劣化が進んでおると聞いており、恐らくいろんな修理についてこれから、膨大な、莫大な修繕費がかかっていくだろうと予測をしております。これは質問じゃないんですよ。

ただ、その中で、1ページです、聞きたいこと。基本財産の出捐金 3,000 万についてでありますけれども、この出捐金の 3,000 万につきましては、ここ何回か本会議場で議員からも質問があったかと記憶しておるんですけども、恐らく 3,000 万というのは、発足当時からコンクリート漬けでありますよね、

ずっとこの3,000万が出捐金ということで。これ、出捐金ということですので、別段僕は文化会館内部で自由に消費できる額じゃないのかなという思いがしておりますので、教育委員会のほうといたしましては、この出捐金の3,000万の取扱いについては、今後もこの形でコンクリート、パーシャルさせて置いておくのか、そこら辺をまず1点お聞きしたいと思います。

議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（世古基次君） 議員御質問の件についてお答えいたします。

出捐金の取扱いにつきましては、基本的に法人運営に係る部分として取り扱われるものとされておりまして、本来的には法人の判断によるものではございますが、取崩しに係っては一定の条件がございます。その際は、業務の運用等の事業費が一時的にやむを得ず不足した場合などに、理事会や評議員会の判断を通じて取り崩すという運用になっておりますので、教育委員会としましては、そのように法人の運営の中で取り扱っていただければと考えております。

議長（小川公明議員） 7番、南議員。

7番（南靖久議員） 条件が整えば役員会で諮って消費することが可能ということでございますので、この際ですので、指定管理もこれからどうしていくのかという問題もある中で、やはり僕は、出捐金の、コンクリートじゃなしに、条件が合えば取り崩しても充当していくというような考え方も、もう必要ないんじゃないかなと思います。全くこの3,000万の意味が、ただ置いておるだけでなされていないですよね、本当に、正直な話ね。ただ置くだけの錢なら僕はもう使ってあげたほうがいいのかなというような感じがしております。

それと運営のほうなんですけれども、今の説明の中で、4ページのほうでは文化会館の利用状況ということで、やはり大ホール、小ホールの稼働率が、僕、他市の稼働率と比べると、恐らく14%なんかやったら相当低いほうじゃないのかなというような感じがしておるんですけども、いかんせん当市は、造った当時は人口2万8,000余りの人口がおられた中での文化会館ということで、いろんな利用が直営だったんですね、当初はね。直営で数年して後に指定管理ということですので、この会館の利用についても、もっともっと指定管理のほうと、教育委員会が積極的に運営にも意見を言っていただいて、もっと稼働率をよくするような形のものを僕は出していかなければならんのじゃないかなという、今、思いがいたしております。

今、最近、熊野古道センターへ移動する方が多いんですね。熊野古道センタ

一は、100人、200人、あるいは50人規模のいろんな体験学習なり、いろんな講演なり、催物をやっているということで、やはり文化会館においても、お互いが切磋琢磨する意味で、もっともっと利用度を深めていただきたいと、これを要望して終わるわけなんですけれども、教育長のほうがもし1点文化会館の運営に対する思いがあればお聞かせを願いたいのと、最後に役員構成の中で、理事、評議員という人数が明記されておりますけれども、新たに新しい議員が5名入ったということでございますので、できたらこの場でメンバーの名前をお示しいただければと思います。

以上です。

議長（小川公明議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 出捐金の件でございますが、議員さんが先ほど申し上げましたように、平成5年に文化会館が完成して既に30年以上経過しておるということで、やはり各種機器類の突発的な故障というのが今回以降出てくると思いますので、そういうときに、新たに補正予算云々ではなく、直ちに手立てをしなくてはならないということで、やはり3,000万円は置いておったほうがよろしいのではないかということと、あと稼働率の件なんですが、私がおった頃には、市内のピアノ教室とか踊りとか、いろいろ発表の場があったんですが、やはり人口減少、少子化に伴い、そういう発表の場もなくなってきたということもあり、稼働率を上げるがために、やはり利用料金のことも協議しながらやっていかなければならぬということで、教育委員会と協議するようには伝えております。

また、振興会の役員のメンバーさんについては担当のほうから御説明させていただきます。

議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（世古基次君） 先ほどの振興会の役員の件でございますが、実はこの9月に委員が替わられたことがありまして、新たな委員のほうを我々のほうでまだ把握しておりませんので、後ほど確認次第、資料のほうを提供させていただきたいと思います。申し訳ございません。

議長（小川公明議員） 7番、南議員。

7番（南靖久議員） 役員が、今、不在なんですか。そこら辺だけはっきりしたものを。この場で、旧役員でも結構でございますので、そこら辺をもっと具体的に説明していただけないことには、人数が明記されている以上、報告を受けるほうも、役員が決まっていないような状態の中での報告は、僕は受けられないと思うんで

すけど。

議長（小川公明議員） 南議員、後からの報告でもよろしいですか。

南議員。

7番（南靖久議員） 議長の温情はよく分かるんですけど、報告第13号とですよ、こうやって報告した以上、当然のことだと思うんですね。やはり最低限の資料は持参して議会に報告してくださいよ。これは、僕は、何か情けなく思いますね。もっとしっかりしてくださいよ。

議長（小川公明議員） 教育長。

教育長（田中利保君） 今の御指摘、誠にそのとおりだと思います。後日、しっかりとしたメモを持って説明に行かせてもらいます。

議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（世古基次君） まず、理事のほうが、理事長が井上澄男さん、副理事長が前川洋勝さん、常務理事が村田浩二さん、そのほか理事が福田一成さん、あと、館長の濱田始宏さん、評議員が、内山康樹さん、塚原右己さん、中野誠さんでございます。

議長（小川公明議員） 7番、南議員。

7番（南靖久議員） 分かっているじゃないですか。なぜ早く言ってくれないの。以上です。

議長（小川公明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日9月10日から15日までを休会とし、16日火曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時26分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小川公明

署名議員 佐々木康次

署名議員 中井勇氣